

第 2 章

社会保険労務士について

- 1 社会保険労務士制度の沿革（概要）
- 2 登録状況
- 3 紛争解決手続代理業務試験の状況
- 4 社会保険労務士試験の状況

1 社会保険労務士制度の沿革（概要）

I. 社会保険労務士とは

社会保険労務士は、昭和 43 年 6 月 3 日に制定公布され、同年 12 月 2 日に施行された社会保険労務士法に基づく国家資格者である。

社会保険労務士制度は、労働および社会保険に関する法令の円滑な実施に寄与するとともに、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資することを目的とするものである。社会保険労務士は、労働基準法、雇用保険法、健康保険法、国民年金法など、国民の生活と企業の事業運営に密接に関わる労働社会保険諸法令に精通した身近な専門家として、全国約 45,000 人が活躍している。

II. 特定社会保険労務士とは

特定社労士は、労働問題の専門家である社労士が、厚生労働大臣が定める特別研修を修了し、国家試験である紛争解決手続代理業務試験に合格した後、社会保険労務士名簿に合格した旨の付記を受けた ADR の専門家であり、全国約 14,000 人が活躍している。

豊富な経験と知識で事業主や労働者の相談に応じ、和解交渉の代理や和解契約締結の代理等を行うことにより、トラブルを解決に導く役割を担っている。

III. 社会保険労務士制度の誕生

■ 戦後の産業・経済の著しい発展による社会的ニーズの向上

戦後の復興期に合わせて日本の雇用・労働体制が確立されるとともに、社会保障制度の整備が急ピッチで進められた。これに伴い、多様化した中小企業の労務管理への対応および社会保険に関する事務処理に専門的な知識・経験が必要とされるようになり、これらの事務を専門的に行う職業として誕生した。

■ 団体設立に向けた機運の高まり

一方で、これらの代行業務を請け負うにあたって著しく高額な報酬を求めたり、あるいは労働争議に不当に介入する者が現れ、「業界団体を結成し、自主的な規律の確立と資質の向上を図るべき」という機運が高まるようになった。こうした流れを受け、「労務管理士」、「社会保険士」が誕生した。

■ 社会保険労務士法の制定

その後、「労務管理士」と「社会保険士」は広く認知され、社会における重要度も増していくことになった。そのような動きを受け、両制度を併せて法制化する動きが活発となり、昭和 43 年 6 月 3 日に社労士法が公布され、同年 12 月 2 日に施行された。

■ 「都道府県社会保険労務士会」・「全国社会保険労務士会連合会」の設置

法制定当時は、(社)日本労務管理士協会、(社)日本社会保険士会を中心に、複数の団体が併存していたが、昭和 53 年 5 月、第 1 次社労士法改正が行われ、法定団体として、都道府県ごとの「社会保険労務士会」が設置されるとともに、連合組織として「全国社会保険労務士会連合会」が設置された。

Ⅳ. 社会保険労務士法改正の経緯

社労士法は、昭和 53 年の第 1 次法改正、昭和 56 年の第 2 次法改正、昭和 61 年の第 3 次法改正、平成 5 年の第 4 次法改正、平成 10 年の第 5 次法改正、平成 14 年の第 6 次法改正、平成 17 年の第 7 次法改正および平成 26 年の第 8 次法改正を経て、今日に至っている。

Ⅴ. これまでの社会保険労務士法改正の概要

第 1 次法改正	
昭和 53 年 5 月 20 日公布 昭和 53 年 9 月 1 日施行	・提出代行業務の追加 ・社労士会の設立等 ・連合会の設立等 ・社労士会及び連合会の行政機関への協力
第 2 次法改正	
昭和 56 年 6 月 2 日公布 昭和 57 年 4 月 1 日施行	・社労士の職責の明確化 ・提出代行事務の範囲の拡大 ・申請等に関する付記の制度の新設 ・社労士となる資格の要件の整備 ・団体登録制への移行 ・懲戒、罰則規定等の整備 ・社労士会及び連合会の事務の範囲の拡大等
第 3 次法改正	
昭和 61 年 5 月 23 日公布 昭和 61 年 10 月 1 日施行	・事務代理の新設 ・勤務社労士に関する規定の整備 ・研修受講等の努力義務化
第 4 次法改正	
平成 5 年 6 月 14 日公布 平成 6 年 4 月 1 日施行	・職務内容の明確化 ・登録即入会制への移行
第 5 次法改正	
平成 10 年 5 月 6 日公布 平成 10 年 10 月 1 日施行	・社労士試験の試験事務の連合会への委託等 ・事務代理等の範囲の拡大等
第 6 次法改正	
平成 14 年 11 月 27 日公布 平成 15 年 4 月 1 日施行	・あっせん代理業務の追加等 ・社労士試験の受験資格の緩和 ・登録事項の整備等 ・懲戒事由の通知に関する規定の追加等 ・社労士の権利及び義務に関する規定の整備 ・社労士法人制度の創設 ・社労士会及び連合会の会則の記載事項の整備 ・法人制度設立に伴う罰則の整備
第 7 次法改正	
平成 17 年 6 月 17 日公布 平成 18 年 3 月 1 日及び 平成 19 年 4 月 1 日施行	・紛争解決手続代理業務の拡大 ・紛争解決手続代理業務に係る研修及び試験 ・労働争議不介入規定（法第 23 条）の削除 ・社労士法人に関する規定の整備
第 8 次法改正	
平成 26 年 11 月 21 日公布 平成 27 年 4 月 1 日及び 平成 28 年 1 月 1 日施行	・個別労働関係紛争に関する民間紛争解決手続における紛争の目的の価額の上限額の引き上げ ・補佐人制度の創設 ・社員が 1 人の社労士法人の設立に関する規定の整備

2 登録状況

I. 全国の社会保険労務士の登録者数の推移

1990年3月31日に17,433人であった社労士の登録者数は、毎年確実に増加しており、2024年3月31日現在の登録者数は、45,386人である。

2007年度からは新たに「特定社労士」の制度が設けられ、こちらも毎年確実に増加しており、2024年3月31日現在の登録者数は、14,190人である。

また、2002年の社労士法改正により、2003年から社労士法人の設立が認められ、さらに2014年の同法改正により2016年から社員が1人の社労士法人の設立が認められた。2024年3月31日現在の法人会員数は2,913（うち、社員が1人の社労士法人は1,402）となっている。

年度末登録者数の推移

（単位：人）

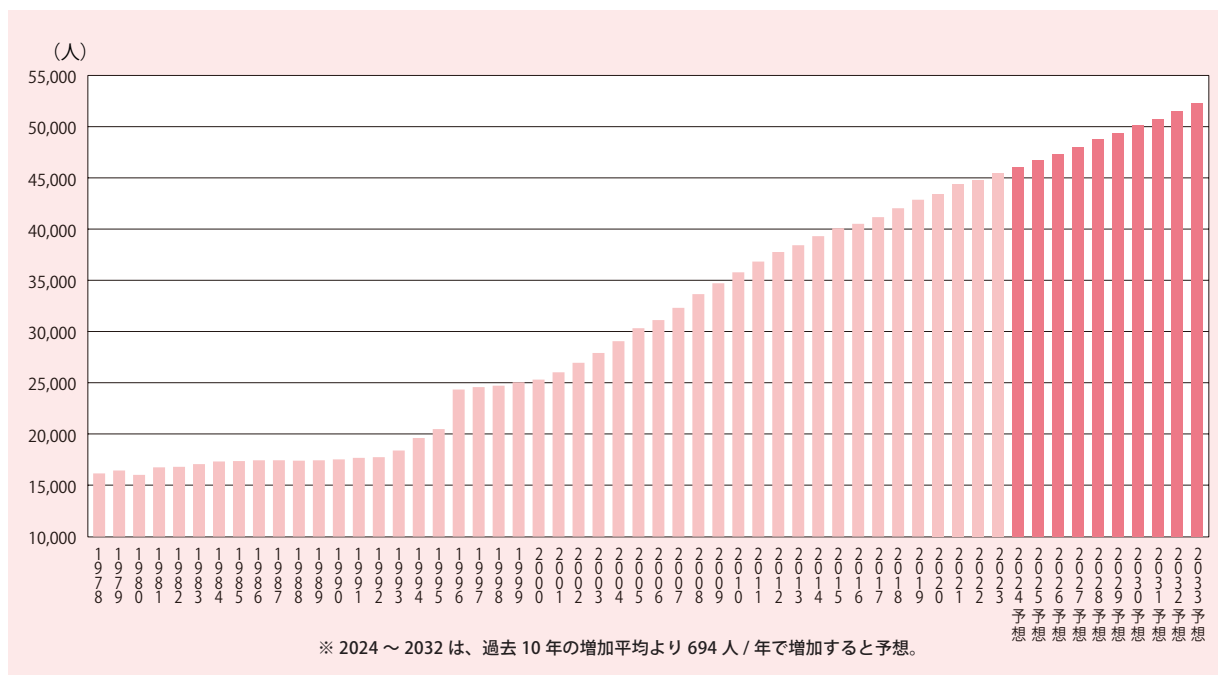
年 度	開 業	法人の社員	勤 務 等	合 計	前年度比
2014	23,241	1,359	14,731	39,331	886
	(8,352)	(607)	(2,422)	(11,381)	(628)
2015	23,480	1,648	14,982	40,110	779
	(8,552)	(759)	(2,575)	(11,886)	(505)
2016	23,573	1,955	15,007	40,535	425
	(8,732)	(908)	(2,705)	(12,345)	(459)
2017	23,725	2,241	15,221	41,187	652
	(8,909)	(1,153)	(2,739)	(12,801)	(456)
2018	23,962	2,491	15,603	42,056	869
	(9,007)	(1,276)	(2,836)	(13,119)	(318)
2019	24,158	2,759	15,970	42,887	831
	(9,116)	(1,401)	(2,930)	(13,447)	(328)
2020	24,423	2,992	16,059	43,474	587
	(9,180)	(1,526)	(2,977)	(13,683)	(236)
2021	24,429	3,354	16,420	44,203	729
	(9,175)	(1,698)	(3,051)	(13,924)	(241)
2022	24,514	3,677	16,679	44,870	667
	(9,148)	(1,827)	(3,126)	(14,101)	(177)
2023	24,549	3,915	16,922	45,386	516
	(9,099)	(1,931)	(3,160)	(14,190)	(89)

年度末法人会員数の推移

年 度	入会会員数	解散・廃止	法人会員数	
2014	115	23	752	
			主たる事務所 584	従たる事務所 168
2015	220	12	960	
			主たる事務所 762	従たる事務所 198
2016	284	18	1,226	
			主たる事務所 991	従たる事務所 235
2017	277	32	1,471	
			主たる事務所 1,212	従たる事務所 259
2018	266	29	1,708	
			主たる事務所 1,411	従たる事務所 297
2019	260	34	1,934	
			主たる事務所 1,598	従たる事務所 336
2020	244	58	2,120	
			主たる事務所 1,766	従たる事務所 354
2021	323	38	2,405	
			主たる事務所 2,024	従たる事務所 381
2022	328	45	2,688	
			主たる事務所 2,267	従たる事務所 421
2023	274	49	2,913	
			主たる事務所 2,453	従たる事務所 460

※（ ）内は特定社会保険労務士数

年度末登録者数の推移（グラフ）



Ⅱ．社会保険労務士の年齢別・男女別構成

2024 年 3 月 31 日現在の登録者の年齢別構成は、20 歳代（0.4%）、30 歳代（6.5%）、40 歳代（24.3%）、50 歳代（31.1%）、60 歳代（22.3%）、70 歳代（11.9%）、80 歳代（3.0%）、90 歳代以上（0.5%）となっており、50 歳代の割合が最も多く、40 歳代、60 歳代と続いている。平均年齢は 56.27 歳、最年少は 22 歳、最年長が 102 歳となっている。

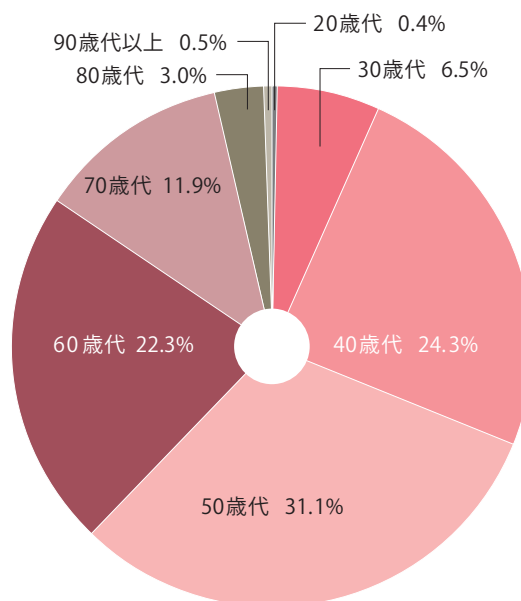
また、2024 年 3 月 31 日現在の男女別構成は、男性が 67.0%、女性が 33.0%となっている。

各年度末における登録者の男女比の推移

年 度	登録者数	男性	女性
2014	39,331	28,056 (71.3%)	11,275 (28.7%)
2015	40,110	28,337 (70.6%)	11,773 (29.4%)
2016	40,535	28,562 (70.5%)	11,973 (29.5%)
2017	41,187	28,790 (69.9%)	12,397 (30.1%)
2018	42,056	29,146 (69.3%)	12,910 (30.7%)
2019	42,887	29,473 (68.7%)	13,414 (31.3%)
2020	43,474	29,693 (68.3%)	13,781 (31.7%)
2021	44,203	29,994 (67.9%)	14,209 (32.1%)
2022	44,870	30,217 (67.3%)	14,653 (32.7%)
2023	45,386	30,422 (67.0%)	14,964 (33.0%)

※ （ ）内は登録者に占める割合を表わす。

年齢別構成



個人会員数推移（2014-2018）

（単位：人）

	2014			2015			2016			2017			2018		
	開業	勤務等	計	開業	勤務等	計	開業	勤務等	計	開業	勤務等	計	開業	勤務等	計
1 北海道	903	291	1,194	914	298	1,212	909	301	1,210	901	303	1,204	916	332	1,248
2 青 森	164	39	203	158	40	198	158	40	198	162	45	207	164	46	210
3 岩 手	134	46	180	131	49	180	138	53	191	143	57	200	148	58	206
4 宮 城	362	156	518	374	156	530	376	158	534	380	159	539	382	166	548
5 秋 田	135	37	172	137	34	171	139	34	173	139	34	173	139	36	175
6 山 形	161	48	209	170	48	218	171	42	213	176	48	224	182	47	229
7 福 島	260	50	310	265	51	316	257	59	316	270	57	327	276	57	333
8 茨 城	360	116	476	383	107	490	379	114	493	382	108	490	387	116	503
9 栃 木	287	54	341	291	57	348	289	57	346	290	62	352	286	65	351
10 群 馬	354	219	573	366	219	585	363	222	585	376	210	586	387	199	586
11 埼 玉	1,290	557	1,847	1,310	557	1,867	1,319	551	1,870	1,318	550	1,868	1,336	570	1,906
12 千 葉	1,003	434	1,437	1,028	423	1,451	1,047	431	1,478	1,075	423	1,498	1,085	455	1,540
13 東 京	4,431	5,060	9,491	4,534	5,218	9,752	4,679	5,294	9,973	4,824	5,435	10,259	4,941	5,621	10,562
14 神奈川	1,594	901	2,495	1,644	879	2,523	1,656	889	2,545	1,666	911	2,577	1,713	931	2,644
15 新 潟	375	156	531	374	150	524	382	144	526	383	139	522	389	145	534
16 富 山	180	94	274	185	99	284	184	102	286	190	99	289	199	97	296
17 石 川	216	96	312	216	101	317	212	104	316	216	100	316	214	103	317
18 福 井	189	68	257	188	72	260	194	62	256	195	63	258	190	65	255
19 山 梨	145	29	174	146	32	178	145	30	175	148	29	177	148	30	178
20 長 野	428	192	620	428	202	630	432	201	633	431	198	629	432	200	632
21 岐 阜	363	208	571	367	209	576	367	206	573	367	210	577	367	217	584
22 静 岡	706	301	1,007	702	316	1,018	710	311	1,021	712	314	1,026	722	305	1,027
23 愛 知	1,590	866	2,456	1,634	877	2,511	1,649	900	2,549	1,658	941	2,599	1,695	936	2,631
24 三 重	266	125	391	272	129	401	273	135	408	281	135	416	281	137	418
25 滋 賀	229	141	370	229	133	362	239	128	367	247	114	361	256	116	372
26 京 都	616	245	861	626	251	877	625	255	880	633	250	883	633	252	885
27 大 阪	2,152	1,807	3,959	2,227	1,826	4,053	2,307	1,783	4,090	2,381	1,798	4,179	2,434	1,830	4,264
28 兵 庫	1,093	525	1,618	1,115	513	1,628	1,148	487	1,635	1,173	490	1,663	1,202	496	1,698
29 奈 良	234	93	327	230	97	327	223	92	315	224	91	315	225	95	320
30 和歌山	184	69	253	184	69	253	180	71	251	182	70	252	186	64	250
31 鳥 取	90	42	132	89	41	130	97	36	133	106	31	137	109	28	137
32 島 根	90	39	129	96	37	133	92	37	129	92	34	126	91	35	126
33 岡 山	305	173	478	316	174	490	317	173	490	322	188	510	334	190	524
34 広 島	649	143	792	661	140	801	663	131	794	660	144	804	666	149	815
35 山 口	205	81	286	207	89	296	218	86	304	223	83	306	221	89	310
36 徳 島	118	48	166	125	48	173	132	45	177	135	45	180	136	48	184
37 香 川	212	74	286	207	76	283	207	78	285	209	75	284	209	75	284
38 愛 媛	268	70	338	283	70	353	288	71	359	289	75	364	288	75	363
39 高 知	107	66	173	109	66	175	110	68	178	111	72	183	112	74	186
40 福 岡	933	485	1,418	967	498	1,465	994	506	1,500	1,011	506	1,517	1,047	524	1,571
41 佐 賀	102	35	137	103	36	139	102	30	132	108	35	143	108	33	141
42 長 崎	100	62	162	104	68	172	105	65	170	105	66	171	109	67	176
43 熊 本	296	109	405	298	129	427	303	123	426	316	128	444	321	130	451
44 大 分	180	66	246	178	73	251	180	74	254	184	75	259	189	77	266
45 宮 崎	164	55	219	168	57	225	170	55	225	170	49	219	185	44	229
46 鹿児島	253	105	358	263	107	370	269	112	381	264	117	381	272	126	398
47 沖 縄	124	55	179	126	61	187	131	61	192	138	55	193	141	52	193
合計	24,600	14,731	39,331	25,128	14,982	40,110	25,528	15,007	40,535	25,966	15,221	41,187	26,453	15,603	42,056

※開業は法人の社員を含む。

個人会員数推移（2019-2023）

（単位：人）

	2019			2020			2021			2022			2023		
	開業	勤務等	計	開業	勤務等	計	開業	勤務等	計	開業	勤務等	計	開業	勤務等	計
1 北海道	923	336	1,259	932	353	1,285	934	368	1,302	952	368	1,320	969	367	1,336
2 青 森	161	49	210	165	38	203	165	36	201	160	37	197	163	34	197
3 岩 手	151	54	205	156	50	206	158	56	214	159	56	215	160	50	210
4 宮 城	393	171	564	410	169	579	406	176	582	412	176	588	410	172	582
5 秋 田	141	32	173	140	30	170	137	34	171	138	33	171	136	31	167
6 山 形	179	46	225	184	43	227	186	45	231	186	50	236	182	51	233
7 福 島	284	49	333	286	52	338	292	57	349	294	60	354	297	64	361
8 茨 城	390	118	508	392	117	509	397	112	509	411	110	521	420	113	533
9 栃 木	289	61	350	297	59	356	307	59	366	312	73	385	316	76	392
10 群 馬	386	197	583	388	194	582	391	210	601	391	206	597	397	203	600
11 埼 玉	1,355	586	1,941	1,386	582	1,968	1,374	589	1,963	1,382	587	1,969	1,400	584	1,984
12 千 葉	1,109	457	1,566	1,142	469	1,611	1,152	481	1,633	1,169	485	1,654	1,181	476	1,657
13 東 京	5,084	5,769	10,853	5,189	5,835	11,024	5,318	6,017	11,335	5,474	6,128	11,602	5,539	6,301	11,840
14 神奈川	1,738	955	2,693	1,764	961	2,725	1,771	1,006	2,777	1,800	1,009	2,809	1,801	1,038	2,839
15 新 潟	383	150	533	387	155	542	396	151	547	395	153	548	391	152	543
16 富 山	203	99	302	204	105	309	202	101	303	203	108	311	204	114	318
17 石 川	215	107	322	220	108	328	221	117	338	222	121	343	230	128	358
18 福 井	199	60	259	197	60	257	198	60	258	199	63	262	196	64	260
19 山 梨	147	33	180	153	34	187	154	37	191	157	40	197	155	42	197
20 長 野	432	191	623	426	207	633	428	209	637	424	202	626	424	191	615
21 岐 阜	367	222	589	367	211	578	371	206	577	383	212	595	382	220	602
22 静 岡	738	310	1,048	743	309	1,052	751	320	1,071	758	321	1,079	758	322	1,080
23 愛 知	1,724	976	2,700	1,771	985	2,756	1,806	992	2,798	1,842	1,022	2,864	1,879	1,041	2,920
24 三 重	294	137	431	294	137	431	298	140	438	296	151	447	298	153	451
25 滋 賀	260	121	381	266	115	381	267	119	386	272	125	397	283	123	406
26 京 都	657	254	911	679	246	925	686	242	928	686	245	931	691	246	937
27 大 阪	2,461	1,903	4,364	2,534	1,913	4,447	2,555	1,956	4,511	2,595	1,955	4,550	2,650	1,961	4,611
28 兵 庫	1,201	519	1,720	1,208	519	1,727	1,253	526	1,779	1,258	540	1,798	1,281	544	1,825
29 奈 良	236	98	334	231	104	335	235	97	332	244	101	345	242	106	348
30 和歌山	190	62	252	192	61	253	190	55	245	190	56	246	189	55	244
31 鳥 取	104	35	139	102	35	137	105	28	133	103	33	136	107	33	140
32 島 根	93	38	131	96	42	138	97	44	141	101	42	143	98	43	141
33 岡 山	340	189	529	343	191	534	345	205	550	347	204	551	353	196	549
34 広 島	678	154	832	685	155	840	694	155	849	694	153	847	695	163	858
35 山 口	225	84	309	227	77	304	231	73	304	231	78	309	227	78	305
36 徳 島	138	46	184	141	45	186	139	43	182	135	42	177	134	43	177
37 香 川	212	78	290	218	72	290	219	70	289	221	66	287	217	67	284
38 愛 媛	291	69	360	288	74	362	282	76	358	284	86	370	280	86	366
39 高 知	114	69	183	121	66	187	132	64	196	131	64	195	130	60	190
40 福 岡	1,081	547	1,628	1,102	545	1,647	1,127	547	1,674	1,145	575	1,720	1,151	580	1,731
41 佐 賀	113	33	146	118	34	152	117	35	152	117	34	151	115	38	153
42 長 崎	116	65	181	123	65	188	122	71	193	133	70	203	132	72	204
43 熊 本	323	135	458	327	140	467	337	135	472	340	129	469	335	134	469
44 大 分	191	75	266	199	70	269	202	69	271	202	71	273	204	70	274
45 宮 崎	188	46	234	184	47	231	186	49	235	180	51	231	190	45	235
46 鹿児島	276	133	409	285	126	411	291	127	418	299	126	425	304	129	433
47 沖 縄	144	52	196	153	54	207	158	55	213	164	62	226	168	63	231
合計	26,917	15,970	42,887	27,415	16,059	43,474	27,783	16,420	44,203	28,191	16,679	44,870	28,464	16,922	45,386

※開業は法人の社員を含む。

3 紛争解決手続代理業務試験の状況

I. 特別研修

第7次社労士法改正によって、新たに紛争解決手続代理業務を行うことができるようになった。当該業務を行うには、それに必要な学識および実務能力に関する研修である「特別研修」を修了し、紛争解決手続代理業務試験に合格後、社労士の登録に付記を受けることが義務付けられた。

特別研修は、2006年度から47都道府県会において実施されている。中央発信講義、グループ研修、ゼミナールの3つの方式で構成し、研修の総時間数は63.5時間とされた。

中央発信講義については、研修内容の理解度向上を図るために、2020年度からeラーニング方式を導入し、受講者がいつでもどこでも何度でも講義を視聴できる環境を整備した。

1. 中央発信講義（30.5時間）

個別労働関係紛争に関する法令および実務に関する研修として、憲法を基本とする法体系のなかで、個別労働関係法の制度および理論を理解し、また、個別労働関係紛争解決手続代理業務における倫理を確立するため、以下の科目について講義を行う。

- ①特定社労士の果たす役割と職責 ②専門家の責任と倫理 ③憲法（基本的人権に係るもの）
- ④民法（契約法、不法行為法の基本法則に係るもの） ⑤労使関係法 ⑥労働契約・労働条件
- ⑦個別労働関係法制に関する専門知識 ⑧個別労働関係紛争解決制度

2. グループ研修（18時間）

個別労働関係紛争における書面（申請書および答弁書）の作成に関する研修として、特定社労士がリーダーとなり、受講者が10人程度のグループを構成して行う研修。ゼミナールで行うケース・スタディーを中心に、申請書および答弁書の検討、争点整理、和解交渉の技術および代理人の権限と倫理等についてロールプレイ等の手法を取り入れて行う。

3. ゼミナール（15時間）

代理業務を行う上での実践的な能力を涵養することを目的として、個別労働関係紛争の解決のための手続に関する研修を行う。ケース・スタディーを中心に申請書および答弁書の検討、争点整理、和解交渉の技術および代理人の権限と倫理等についてロールプレイ等の手法を取り入れて行う。

受講者数等の推移

	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
受講者数	838人	881人	686人	602人	672人	649人	649人	779人	628人	598人
修了者数	824人	855人	662人	585人	649人	624人	570人	700人	583人	562人
修了率	98.33%	97.05%	96.50%	97.18%	96.58%	96.15%	87.83%	89.86%	92.83%	93.98%

Ⅱ. 紛争解決手続代理業務試験

紛争解決手続代理業務試験は、社労士法第13条の3第1項の規定に基づいて実施されるものである。2006年度に年2回試験を実施した以外は、年1回の実施であり、2023年度までの総受験者数は、28,915人、総合格者数は、18,621人、平均合格率は64.40%となっている。

1. 受験申込者数、受験者数、合格者数、合格率の推移

紛争解決手続代理業務試験の受験資格は、社労士であり、かつ、連合会が実施する特別研修の修了者（修了見込者を含む。）であるため、年度による受験申込者数の大幅な増減は見られないが、2017年度以降は概ね900人台で推移している。試験地については、北海道、宮城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県の12試験地で実施してきたが、受験申込者数が安定してきたこともあり、2016年度から試験地を7か所に統合し、北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県、福岡県とした。

なお、2023年度は、受験申込者数935人、受験者数は892人となり前年より減少したが、合格率は3.23%増加し、56.28%となった。

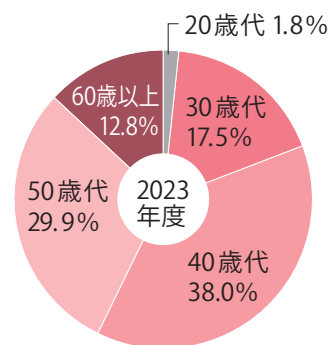
受験申込者数、受験者数、合格者数、合格率の推移

	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
受験申込者数	1,164人	1,211人	1,060人	932人	959人	935人	916人	990人	934人	935人
受験者数	1,139人	1,175人	1,019人	890人	911人	905人	850人	950人	901人	892人
合格者数	710人	656人	647人	510人	567人	490人	526人	473人	478人	502人
合格率	62.34%	55.83%	63.49%	57.30%	62.24%	54.14%	61.88%	49.79%	53.05%	56.28%

2. 合格者の年齢別構成、男女比構成の推移

合格者の年齢別構成について、2023年度においては20歳代、50歳代、60歳代以上の割合が増加した。20歳代は前年比0.3%増の0.8%に、50歳代は5.2%増の29.9%に、60歳代以上は1.1%増の12.8%となった。一方、2011年度以降全体の約60%占めていた30歳代、40歳代はともに減少し全体の55.5%となった。また、合格者の男女比については、過去10年において概ね男性が約60%、女性が40%となっている。

合格者の年齢別構成



	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
20歳代	2.7%	1.8%	1.8%	2.5%	1.6%	1.6%	1.3%	2.1%	1.5%	1.8%
30歳代	28.7%	26.8%	24.4%	20.6%	21.5%	24.1%	15.4%	17.8%	19%	17.5%
40歳代	32.3%	33.1%	42.2%	37.5%	39.2%	40.8%	41.3%	41.2%	43.1%	38.0%
50歳代	22.8%	23.5%	20.6%	24.7%	25.4%	19.8%	28.5%	25.8%	24.7%	29.9%
60歳以上	13.5%	14.8%	11.0%	14.7%	12.3%	13.7%	13.5%	13.1%	11.7%	12.8%

合格者の男女別構成

	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
男	67.0%	66.3%	59.7%	64.3%	62.8%	59.6%	58.4%	59.2%	57.1%	56.8%
女	33.0%	33.7%	40.3%	35.7%	37.2%	40.4%	41.6%	40.8%	42.9%	43.2%

4 社会保険労務士試験の状況

I. 社会保険労務士試験の実施

連合会は、2000 年度社会保険労務士試験（以下「社労士試験」という。）から厚生労働省の委託を受け、社労士試験事務（合否判定に係る事務を除く。）を行っている。主な試験事務は、試験会場の決定、受験案内の作製・配布、受験申込書の受付、受験票の交付、試験当日の会場運営、合格証書の交付など広範囲にわたる。

2000 年度の受託当時は、北海道、宮城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、香川県、福岡県、熊本県、沖縄県の 18 試験地での実施であったが、受験者の増加に伴い、2002 年度社労士試験から岡山県を試験地に加え 19 試験地で実施している。

また、2022 年度から書面による受験申込みに加え、インターネットによる受験申込みを開始するとともに、合格発表日をこれまでの 11 月上旬から 1 か月繰り上げ 10 月上旬とした。

II. 受験申込者数、受験者数、合格者数、合格率の推移

2000 年度、受託して最初の年の受験申込者数は、50,689 人であった。その後、毎年増加を続け、2010 年度には過去最高となる 70,648 人の受験申込みがあった。

しかし、2010 年度をピークにその後減少傾向が続き、2016 年度は 51,953 人、2017 年度には 5 万人を割り 49,902 人となり、2020 年度までほぼ横ばいとなったが、2021 年度以降は微増ながら増加傾向が続き、2023 年度は、53,292 人となった。

受験者数も 2010 年度に過去最高の 55,445 人をピークに減少傾向となった。特に 2020 年度は新型コロナウイルス感染症の影響による自粛等により、大きく減少した。しかし、2021 年度、2022 年度とコロナ禍のなかでの実施ではあったが、受験者数は少しずつ増加し、2023 年度は、42,741 人となった。

合格率は、2010 年度から 2014 年度は 5～9 % 台で推移していたが、2015 年度は、2.6 % となり過去最も低い合格率となった。2017 年度以降は、2022 年度を除き概ね 6～7 % 台で推移しており、2023 年度は 6.4 % であった。

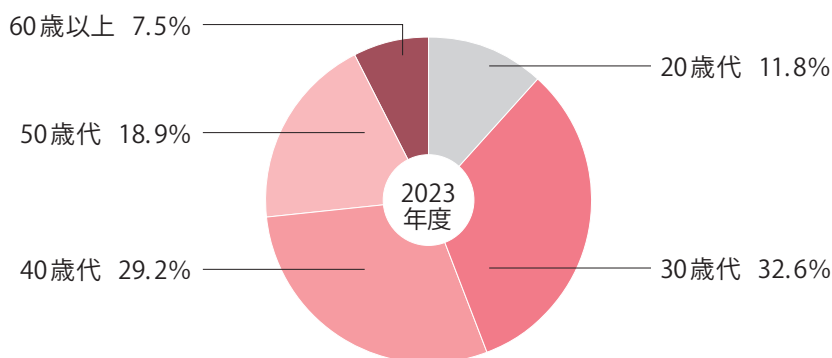
受験申込者数、受験者数、合格者数、合格率の推移

	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
受験申込者数	57,199 人	52,612 人	51,953 人	49,902 人	49,582 人	49,570 人	49,250 人	50,433 人	52,251 人	53,292 人
受験者数	44,546 人	40,712 人	39,972 人	38,685 人	38,427 人	38,428 人	34,845 人	37,306 人	40,633 人	42,741 人
合格者数	4,156 人	1,051 人	1,770 人	2,613 人	2,413 人	2,525 人	2,237 人	2,937 人	2,134 人	2,720 人
合格率	9.3%	2.6%	4.4%	6.8%	6.3%	6.6%	6.4%	7.9%	5.3%	6.4%

Ⅲ. 合格者の年齢別構成

合格者の年齢別構成については、30歳代、40歳代が全体の6割を占めている。20歳代は、2010年度以降減少していたが、2023年度は前年比1.1%増加し11.8%となった。一方、50歳代は、2010年度以降微増傾向にあったが、2023年度は前年比1.2%減少し、18.9%となった。

合格者の年齢別構成

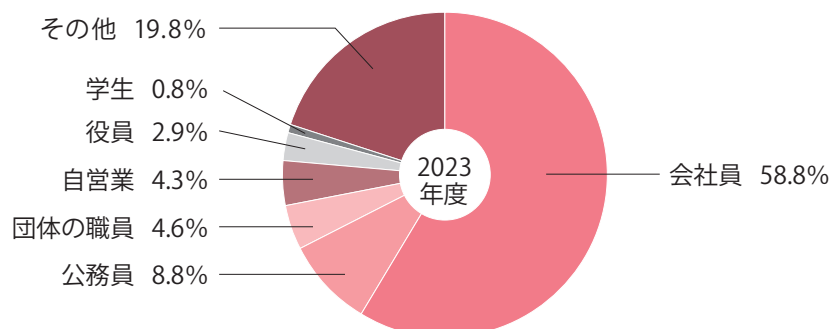


	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
20歳代	11.1%	9.6%	9.1%	10.0%	9.2%	8.2%	12.3%	12.8%	10.7%	11.8%
30歳代	35.8%	32.5%	31.4%	30.7%	29.5%	33.1%	30.1%	35.6%	30.4%	32.6%
40歳代	28.5%	30.9%	32.3%	31.2%	32.8%	31.5%	30.1%	28.5%	31.4%	29.2%
50歳代	17.9%	18.0%	18.8%	19.6%	19.2%	18.8%	18.7%	16.9%	20.1%	18.9%
60歳以上	6.7%	9.0%	8.4%	8.5%	9.3%	8.4%	8.8%	6.2%	7.1%	7.5%
最年少者	20歳	21歳	20歳	17歳	20歳	20歳	20歳	20歳	20歳	21歳
最高齢者	79歳	77歳	79歳	74歳	84歳	75歳	78歳	73歳	75歳	76歳

Ⅳ. 合格者の職業別構成

合格者の職業別構成については、会社員が半数以上を占めている。直近では、会社員のほか、公務員、団体の職員、自営業、役員が大半を占めている。一方、学生の割合が比較的少ないのは、受験資格を満たす要件が限定的であり、卒業後の方が受験資格を満たしやすいことが要因の一つとして考えられる。

合格者の職業別構成



	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
会社員	55.3%	51.3%	54.9%	59.1%	57.4%	58.9%	58.4%	60.4%	61.0%	58.8%
公務員	6.8%	8.5%	6.6%	5.9%	6.2%	7.7%	8.1%	7.8%	7.7%	8.8%
団体の職員	4.4%	4.6%	5.3%	5.3%	5.3%	5.2%	4.0%	5.6%	4.7%	4.6%
自営業	3.8%	4.4%	4.5%	5.8%	5.2%	4.3%	4.8%	4.2%	4.4%	4.3%
役員	2.4%	2.6%	2.1%	2.4%	3.1%	3.1%	3.0%	3.4%	3.6%	2.9%
学生	0.7%	0.7%	0.6%	0.4%	0.5%	0.5%	1.0%	1.1%	0.6%	0.8%
その他	26.6%	27.9%	26.0%	21.1%	22.3%	20.3%	20.7%	17.5%	18.0%	19.8%

V. 合格者の男女別構成

合格者の男女別構成について、男女の割合は概ね男性 6 割、女性 4 割で推移しており、他の士業と比べて女性の割合が大きい点が特徴的であると考えられる。

合格者の男女別構成

	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
男	64.3%	67.2%	66.1%	63.8%	65.1%	64.3%	64.0%	61.7%	61.9%	61.2%
女	35.7%	32.8%	33.9%	36.2%	34.9%	35.7%	36.0%	38.3%	38.1%	38.8%